

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態  
及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

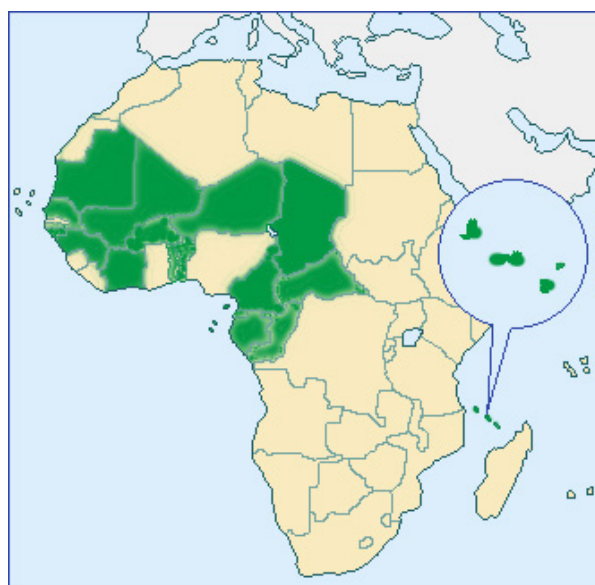
(12) アフリカ知的所有権機関 (OAPI)

(Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OA))<sup>190</sup>

加盟国人口：1億 6159.5万人<sup>191</sup>

加盟国GDP：17兆 5869億円<sup>192</sup>

出願時の言語：フランス語、英語



加盟国	
ベナン	ギニアビサウ
ブルキナファソ	ギニア
カメルーン	トーゴ
中央アフリカ	セネガル
チャド	ニジェール
コンゴ共和国	モーリタニア
コートジボアール	マリ
赤道ギニア	コモロ連合
ガボン	

知財庁	仏：Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) 英：The African Intellectual Property Organization (AIPO)					
知財庁 Web サイト	<a href="http://www.oapi.int">http://www.oapi.int</a>					
知財庁長官	Mr. Paulin Edou Edou					
知財庁職員数 <sup>193</sup> (2013年)	職員数：104名（以下に内訳を示す） 審査官（特許・実用新案：4名、意匠：1名、商標：5名）、事務官：94名					
知財庁予算 (2013年)	54億 5541万 CFA フラン（約 11億 4558万円、1CFA フラン=0.21円）					
現地知財庁への 出願数 <sup>194</sup> (PCT 各国移行デ ータなし)	年	2008	2009	2010	2011	2012
	特許	459 (非居住者のみ)	448 (非居住者のみ)	データなし	516	550
	意匠	5 (非居住者のみ)	37 (非居住者のみ)	81 (非居住者のみ)	287	427
	商標	3040*	2783*	3256*	3,265	3,780

<sup>190</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用、地図含む)

<sup>191</sup> <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx> (2013/8/28)

<sup>192</sup> <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx> (2013/8/28)

<sup>193</sup> ヒアリングによる

<sup>194</sup> <http://ipstatsdb.wipo.org/ipstatv2/ipstats/patentsSearch> (2014/2/2) ただし\*は、MEASURES FOR ACCESSION TO, AND EFFECTIVE USE OF, THE MADRID SYSTEM Japan, Tokyo, March 8 and 9, 2012

## (1 2-1) OAPI 一般情報

アフリカ知的財産機関 (OAPI) は、アフリカのフランス語圏の国が中心となって、1977年3月に中央アフリカのバンギで採択されたバンギ協定 (Bangui Agreement) によって設立された広域特許機関である。OAPI の特徴は、ヨーロッパ特許庁 (EPO) や ARIPO などと異なり加盟国が自国の知的財産法がないことである。

加盟国は：ベナン、ギニアビサウ、ブルキナファソ、ギニア、カメルーン、トーゴ、中央アフリカ、セネガル、チャド、ニジェール、コンゴ共和国、モーリタニア、コートジボアール、マリ、赤道ギニア、コモロ連合、ガボンの 17 か国である。

OAPI への商標の出願件数は、1 位中国企業、2 位インド企業であり、新興国が優勢である。裁判の件数も同様である。中国企業は、電器メーカー、インド企業は製薬メーカーが多い。その他にもフランスの中小化粧品メーカー、アメリカのアパレル企業などの出願が多い。

(1 2-2) 政府及び団体 (OAPI) の知財についての取組み及び知財に対する姿勢  
調査した範囲では、情報が得られなかった。

## (1 2-3) 知的財産権関連制度 (特許) の運用実態上の課題・留意点・リスク等

## a) 審査

## (i) 実体審査

## &lt;法律・規則・制度&gt;

バンギ協定付属文書 1 特許の第 20 条では、実体審査が規定されている。

## 第 20 条 出願の審査

## (1) 略

(2) 本条(3)の適用を受けることを条件に、次を保証するための調査も実施するものとする。

(a) 特許出願時において、先行する特許出願、すなわち有効な優先権の主張から利益を得る特許出願であって、同一の発明に係る特許出願に関し特許が付与される過程になかったこと。

(b) 発明が、

(i) 新規性を備え、

(ii) 進歩性を有し、

(iii) 産業上利用可能であること。

(3) 略

(4) 略

(5) 特許協力条約に基づく国際出願に関して、機関は、国際調査報告書及び国際予備審査報告書に関する当該条約のそれぞれ第 20 条及び第 36 条の規定を利用することができる。

また、同第 22 条には特許付与に関する規定があり、国際調査報告書・国際予備審査報

告書の内容に従い特許付与が決定される。

#### 第 22 条 特許付与

(1) 機関は、特許付与のすべての要件が満たされており、かつ、第 20 条に規定される調査報告を利用する場合に、それが作成されていることを確認すれば、出願された特許を付与する決定を下し、その旨を通知するものとする。ただし、いかなる場合も、特許付与は出願人自身の責任に基づくものであり、発明の現実性、新規性又は価値若しくは詳細な説明の真実性又は正確性に関して何ら保証するものではないものとする。

(2) 略

(3) 特許協力条約の下での国際出願に基づく特許は、上記(2)の規定と同じ方式で付与されるものとする。ただし、当該条約に規定されている国際公開に準拠するものとする。

(4) 略

#### <運用・実態>

ヒアリングによれば、実際には実体審査は行われていない。ただし方式審査については厳格であり、例えば OAPI 規則を遵守するために、明細書（クレーム及び要約を含む）は以下の要件を満たす必要があるとしている。

- ・印字文字の大きさは高さ 2mm 以上であること。2mm 以下の場合、OAPI は拒絶理由通知を出し、より大きい文字で明細書の書き直しを命じる。
- ・明細書の左余白は 2.5cm 以上、右及び上下の余白は 2cm 以上。
- ・文章の行間隔は 1.5 行であること。
- ・PCT 公報の詳細は、各ページの上部から削除しなければならない。
- ・各ページには左の余白にはっきりと行番号を振らなければならない。明細書が以上の要件を満たさない場合、この出願は拒絶され、3 か月以内に出願をしなおさなければならない。

#### b) 異議・無効

##### (i) 無効

#### <法律・規則・制度>

同第 39 条に規定されている。

#### <運用・実態>

ヒアリングによれば、特許の無効については、OAPI 加盟国のいずれでも行える。裁判例の多い国は、カメルーン、コートジボアール、セネガルである。OAPI と近いカメルーンの裁判所で行うことが望ましい。

#### c) 現地代理人に関するトラブル

ヒアリングによると、ある事務所が現地代理人に特許出願を委託していたところ、その現地代理人が OAPI のスタンプを偽造して 900 件の出願を登録したように見せかけて、約 2 億円を詐取された事例が聞かれた。

(1 2-4) 知的財産権関連制度（意匠）の運用実態上の課題・留意点・リスク等  
 <運用・実態>

ヒアリングによると、最近、意匠の出願はハーグ協定経由の出願しか受け付けなくなったようである。

(1 2-5) 知的財産権関連制度（商標）の運用実態上の課題・留意点・リスク等  
 a) 審査

(i)実体審査

<法律・規則・制度>

バンギ協定付属文書 3 商標の第 14 条に審査内容の規定があるが、方式審査のみが明示されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、実体審査は行っていない。

b) 異議・無効・取消

(i)異議 (Opposition)

<法律・規則・制度>

同第 18 条に以下のように規定されている。

付属文書 3 商標及び役務商標

第 18 条 異議申立て

(1) いずれの利害関係人も、第 17 条にいう公開から 6 月以内に、異議申立ての理由を記載した異議申立書を機関に送付することにより標章登録に異議申立てをすることができるが、これらの理由は、本付属文書第 2 条又は第 3 条の規定の違反若しくは異議申立人に属する優先権の侵害に基づくものでなければならない。

(2) 機関は出願人又はその代理人に異議申立書の写しを送達するものとし、出願人又はその代理人は、3 月の期間内に自己の理由を主張して答弁することができる。この答弁は異議申立人又はその代理人に対し送達されるものとする。その答弁が所定の期間内に機関に到達しない場合、出願人は登録出願を取り下げたものとみなされ、登録は取り消されるものとする。

(3) 異議申立てに関する決定を下す前に、機関は請求により、両当事者又はその代理人のそれぞれ又は一方から聴聞する。

(4) 機関による異議申立に関する決定に対する不服申立ては、利害関係人により、決定通知の受領日から 3 月以内に審判高等弁務局に対してなされるものとする。

(5) 機関は、上記異議申立てが正当である限りにおいてのみ登録を取り消すものとする。

(6) 取消に関する最終決定は、機関の公式刊行物で公開されるものとする。

<運用・実態>

ヒアリングによると、Post-granted opposition 制度を採用している。OAPI は、年間 20 件程度の異議申立を受理している。

d) その他

(i) 第三者による冒認出願 (bad faith application) への対応

ヒアリングによると、著名・周知商標なら、著名・周知商標の規定（下記第 6 条 周知標章）に基づいて取り消すことができるが、著名・周知商標でなく、登録していなかった場合は、取り消すことはとても難しい。著名商標では、Microsoft、Apple、CNN、BMW、Mercedes、Wal-Mart を取り消すことに成功したことがある。このケースは一人が多数の冒認出願を行っていたため、比較的容易であった。ただし他のケースではこのように取り消すことができるかどうかわからない。一般的にフランス語圏の国では、商標を登録されてしまうと取り消すことは難しい。

付属文書 3 商標及び役務商標

第 6 条 周知標章

工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第 16 条(2)及び(3)の意味における周知標章の保有者は、自己の標章と混同を生じさせやすい標章の出願の効果の無効を、いずれかの加盟国の領域において裁判所に対して申請することができる。対象となる出願が善意でなされている限り、そうした措置は、その出願日から 5 年が満了した後に講じることはできない。

(1 2-6) 裁判所・税関・警察等の体制及びエンフォースメント環境  
加盟各国の項参照。

(1 2-7) 模倣品の状況、侵害品摘発実績  
加盟各国の項参照。

(1 2-8) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本  
ヒアリングによれば、特許出願から登録まで、おおよそ 12~18 か月で登録になる。また商標の実体審査を行っていないため、出願から登録までの時間が、1~3 年程度で登録される。他のサブ・サハラ諸国がおおむね最低 5 年以上かかることと比較して、アフリカ諸国の中では早い方に分類されるため、優れた仕組みであると評価する声もある。

(1 2-9) ライセンス契約／海外送金等における規制  
カメルーンの項参照。

(1 2-10) 出願件数推移  
OAPI の最初の項に記載。

(13) 主要対象国以外の調査対象国

a) 知財庁の体制<sup>195</sup>

アンゴラ	(知財庁上部組織) Ministry of Geology, Mines and Industry (知財庁) Angolan Institute of Industrial Property ( <a href="http://www.mgm.gov.ao/">http://www.mgm.gov.ao/</a> ) (体制) 長官: Mr. Barros Bebiano Licenca、人員、予算: 調査した結果、情報が得られなかった。
ブルキナファソ	(知財庁上部組織) Ministry of Geology, Mines and Industry (知財庁) Angolan Institute of Industrial Property ( <a href="http://www.mgm.gov.ao/">http://www.mgm.gov.ao/</a> ) (体制) 長官: Mr. M. Adama Traore、人員、予算: 調査した結果、情報が得られなかった。 予算 (2009年): 30 million FCFA/year (2010年 AIPPI 調べ)
ブルンジ	(知財庁上部組織) (知財庁) Ministry of Trade, Industry and Tourism ( <a href="http://www.commercetindustrie.gov.bi/">http://www.commercetindustrie.gov.bi/</a> ただしアクセスできず) (体制) 長官: M. Chrysologue Mutwa、人員、予算: 調査した結果、情報が得られなかった。
ベナン	(知財庁上部組織) National Industrial Property Center (CENAPI) (知財庁) Ministry of Industry and Commerce (体制) 長官: Mr. François Adande、人員、予算: 調査した結果、情報が得られなかった。
ボツワナ	(知財庁上部組織) Registrar of Companies and Intellectual Property (知財庁) Ministry of Trade and Industry ( <a href="http://www.mti.gov.bw/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=91&amp;Itemid=22">http://www.mti.gov.bw/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=91&amp;Itemid=22</a> ) (体制) 長官: Mr. Conductor Paul Masena、人員: 職員数:11名 (商標審査官:2名、事務官:9名) (2010年) (ヒアリングによる) 予算: 人員、予算: 調査した結果、情報が得られなかった。
コンゴ民主共和国	(知財庁上部組織) Ministry of Industry and SMEs (知財庁) Directorate of Industrial Property Secretariat for industry and small and medium enterprises (IPMEA) (体制) 長官: M. André Masombo、人員、予算: 人員、予算: 調査した結果、情報が得られなかった。
中央 アフリカ	(知財庁上部組織) Ministry of Industry, Commerce, SME-SMI (知財庁) National Industrial Property Service ,Directorate of Industrial Development and Handicraft (体制) 長官、人員、予算: 調査した結果、情報が得られなかった。予算: 20million FCFA(2010年) (ヒアリングによる)
コンゴ 共和国	(知財庁上部組織) Ministry of Industrial Development and Promotion of Private Sector (知財庁) National Industrial Property Unit ,Directorate General of Industry (ANPI) (体制) 長官: Mrs. Bernadette Oniangue、人員、予算: 調査した結果、情報が得られなかった。

<sup>195</sup> [http://www.wipo.int/members/en/\(2014/2/18](http://www.wipo.int/members/en/(2014/2/18) 各国の contact information より)































































